

20 一人でも労働組合の活動ができます

- 一人でも、ユニオン・合同労組などに加入して、公然又は非公然に活動し、組合員を増やしていくという方法で、労働組合として運動することができます。
- 一人しか労働者がいない職場や、職種で労働組合を作ろうとする労働者が一人しかいなくても、上記の方法で労働組合活動を始め、職場にユニオン・合同労組の支部・分会などを作ることができます。

一人でも労働組合として活動できる

労働組合は団体ですので、労働者が2人以上集まればいつでも自由に結成することができます。しかし、これまで検討してきた一般的なタイプで労働組合を作るためには、職場の状況は非常に複雑になってきています。

多くの職場では、多様化する雇用・就業構造の変化を反映し、産業構造の変化やリストラなどによって正規労働者が減少し、契約社員、パートタイム、アルバイト、派遣などの有期雇用や短時間の非正規労働者が増大し、請負・業務委託などフリーランスで働く人も増加するなどしています。一方で、労働者の意識も変化しており、これまでの労働組合とは異なるタイプの組合作りが求められてきています。

ここでは「1 労働者の生活と労働組合」の労働組合結成のタイプの(3)の「一人あるいは数人が合同労組（ユニオンなど）に加入し、公然又は非公然に活動して組合員を増やしていく。」（3ページ）という方法について見てみます。

例えば、中小零細企業のため労働組合に加入する対象の労働者が少ない場合、少数かつ多くの異なる職種の労働者が企業内に散在するような場合、あるいは、労働条件に関する問題（例えば、解雇・雇止め・長時間労働）を抱えているが勤続が短いので仲間がいないような場合などに、受け入れてくれる労働組合（ユニオンなど）に相談し加入して、その労働組合の協力・支援を得て公然又は非公然に活動して、次第に周囲の労働者に加入を呼びかけていくという方法をとることがあります。こうした方法であれば、

一人でも労働組合を作ることができます。

そのためには、その労働者が「トラブルの解決や職場の改善のためには労働組合が必要だ。」「会社としっかりと交渉して問題を解決していくたい。」との意思を持ち、受け入れて協力・支援してくれる労働組合（ユニオンなど）を探すことが大切です。